

学校経営のポイント

“改正道路交通法”への理解と対応の徹底

若井 彌一

道路交通法の一部を改正する法律（以下、「改正道路交通法」という）が、11月1日から施行された。

施行から3日間で、全国で6,021人という多数が摘発されたことが、4日、警察庁のまとめとして公表された。改正道路交通法は、本年6月9日に公布されており、4ヵ月余りの周知期間があったのだが、わずか3日間でこれだけ多数の被摘発者が出るということは、周知徹底が十分には図られていなかったことを推認させる。

11月1日施行の改正項目は3つ

6月9日に公布された改正道路交通法では、大別して6項目に及ぶ改正が盛り込まれているが、このうち11月1日から施行対象となるのは、次の3項目である。

《その1》 暴走族対策の推進を図るための規定整備が図られた。すなわち、2人以上の自動車または原動機付自転車の運転者は、道路において、2台以上を連ねて通行させ、または並進させる場合、共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、または著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしてはならないこととした（第68条関係）。

正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車または原動機付自転車を急に発進させるなどの行為をした者に対する罰則規定を厳格化した。また、消音器を備えていない自動車または原動機付自転車を運転した者に対する罰則を厳格化した（第121条第1項第6号関係）。

《その2》 携帯電話使用に対する罰則規定を厳格化した。運転中の携帯電話使用については、平成11年から禁止されてはいたものの、罰則適用は、事故

を起こす等「危険を生じさせた」場合に限られていた。今回の改正で、運転中に手で持っている携帯電話等により通話を行い、またはその画面を注視する行為自体を禁じ、罰則の対象とした（第119条第1項第9号の3、第120条第1項第11号関係）。

《その3》 飲酒運転をするおそれがあると認められる者に対する呼気検査を拒否した者に対する罰則を厳格化した（第120条第1項第11号関係）。

児童・生徒と保護者等への指導・啓発

首都高速道で蛇行運転を繰り返し行っていた「暴走族のメンバーとOB」ら71人が11月7日、改正道路交通法の適用で現行犯逮捕されたという（11月8日『朝日新聞』等各紙）。逮捕者のなかには、7人の少年も含まれている。今後、暴走行為や運転中の携帯電話使用により、どれくらい大勢の人々が摘発されたり、逮捕されたりしていくことになるのか定かでないが、その数が年間で（と言わず月間でも）膨大な数に達するであろうことは推測に難くない。

学校の教職員で通勤に自家用車を使用している者は多い。また、土・日・祝日もなれば、車を運転して単独でまたは家族で買い物やドライブに出かけることは普通の行動パターンといってよい。その際、携帯電話を使用しないことをどこまで徹底できるか。

法改正による罰則の強化等は、交通事故の増加という事態の悪化を防ぐためやむを得ない。

各学校では、全校朝会等を利用して、改正道路交通法のポイントを解説してやるとともに、通信（広報）により保護者等にも啓発情報を流すなど、法改正の趣旨をふまえ、交通安全教育の充実を図るべく指導と啓発に積極的な取組みを展開するよう努めていただきたい。（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

●新刊案内●

最新刊 好評発売中！

教育開発研究所刊

文科省が学習障害等へのガイドラインを公表！ 上野一彦【編集】A5判224頁・定価2310円

小・中学校における LD、ADHD、高機能自閉症の子どもへの教育支援